

## 腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準の改正経緯等

### 1. 経緯

平成7年に制定された腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準については、阻血時間の短縮のため、都道府県内配分を中心とすること、並びに小児患者及び長期待機患者の優先度を上げることなどを考慮し、平成14年1月に改正を行った。

その後、平成21年7月の改正臓器移植法の成立を踏まえ、平成22年1月、選択基準における親族への優先提供に関する規定を定めた。

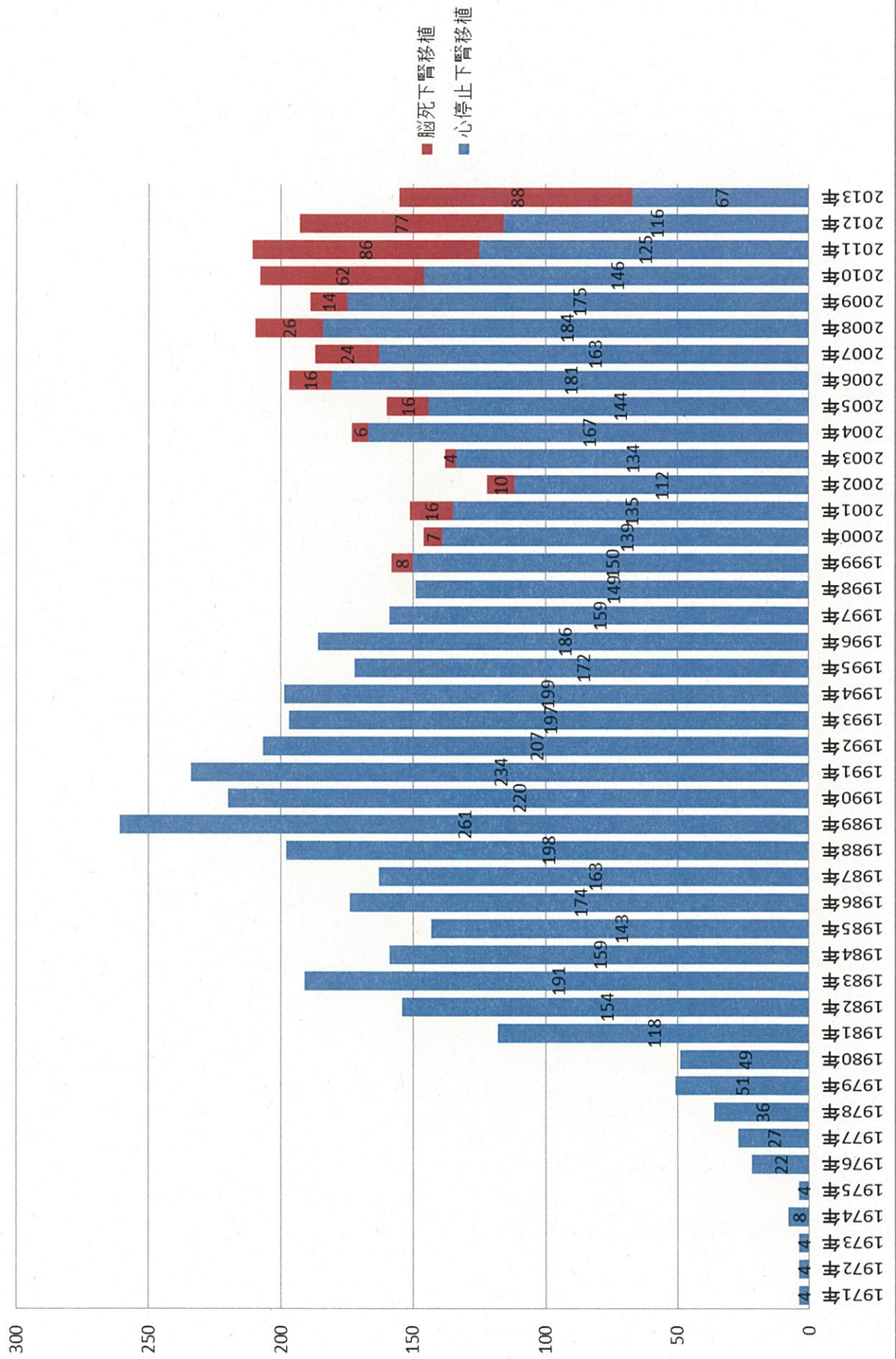
平成23年3月には、比較的待機期間の短い若年者（16歳～20歳）に加点を行うことと、地域、待機期間、HLAの配点の重み付けを同じにするよう補正することを内容とした改正を行った。

さらに、平成24年5月、隣腎同時移植の取り扱いについて検討した。

#### （改正の議論）

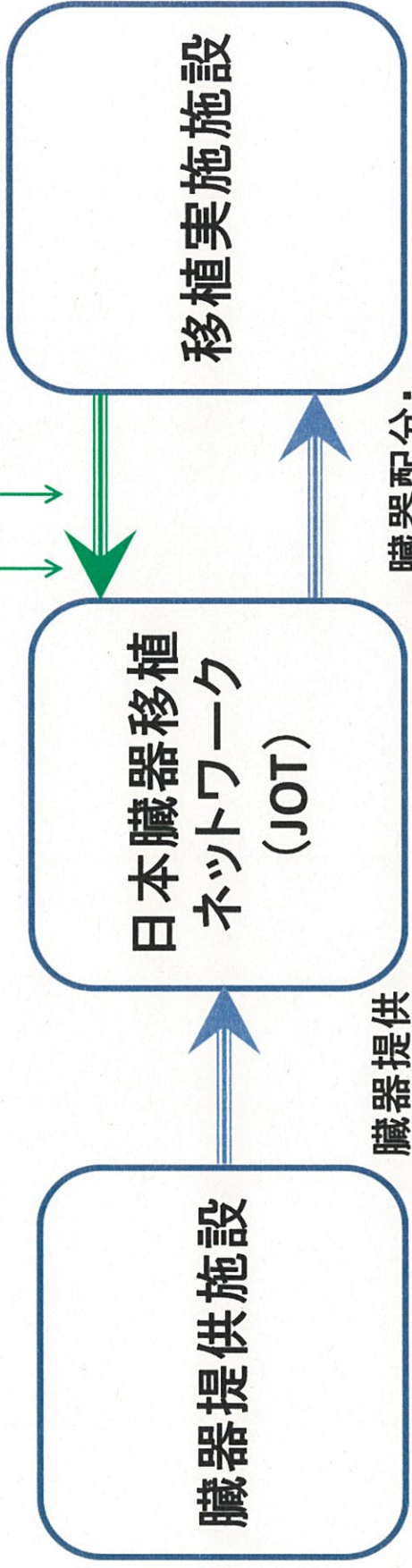
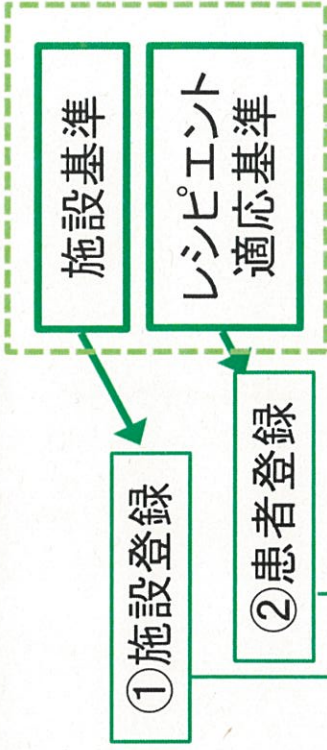
平成13年	2月	第1回臓器移植委員会（腎臓移植の現状について議論）
	5月	腎臓移植に関する作業班において議論（第1～5回）
	12月	第5回臓器移植委員会（改正案について了承）
平成14年	1月	選択基準の変更
平成21年	11月	第1回腎臓移植の基準等に関する作業班において議論
平成22年	1月	選択基準の変更
平成22年	8～11月	第2回、第3回、第4回腎臓移植の基準等に関する作業班において議論
平成23年	3月	選択基準の変更

# 腎臓移植件数の推移(暦年)



臓器提供から移植への流れと  
ドナー適応基準・レシピエント選択基準  
との関係(現状)

(各学会の自主基準(移植関係学会合同委員会))



ドナー適応基準

- \* 個別事例において、ドナーの臓器が移植に利用可能かどうかをJOTが判断するための基準

レシピエント選択基準

- \* 個別事例において、登録されたレシピエントの中で臓器あっせんを行う優先順位をJOTが判断するための基準

(国において定め、JOTの責任で運用する基準→作業班における議論の対象)